

ケニア：法務基本情報

名称	留意点
1.進出形態	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> Companies Act, 2015 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国企業の一般的な進出形態として、以下のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> + 現地法人設立 <ul style="list-style-type: none"> * 株主 1 名での設立が可能（100%子会社とすることが可能）。 * 取締役は 1 名以上。 * 払込株式資本が 500 万シリング未満の私会社（Private Company）を除き、会社秘書役（Company Secretary）の選任が必要。 + 支店登録 <ul style="list-style-type: none"> * 現地代表者（Local Representative）の選任が必要。 * 毎年 1 回、財務諸表の写しを会社登記局（Companies Registry）に提出しなければならない。 以前は可能であった駐在員事務所の設置は、現在では認められておらず、支店登録が必要になる。 2016～2017 年にオンライン手続が導入され、現地法人設立、支店登録ともに、政府が運営する専用サイト（eCitizen）を通じて行うこととなった。
2.競争法	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> Competition Act, 2010 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争法（Competition Act）を運用する機関としてケニア競争庁（Competition Authority of Kenya）が設置され、企業結合、競争制限的行為、不当な経済力集中等を規制している。 株式や事業の譲渡が支配権の変更（Change of Control）を伴う場合は、企業結合に該当し、原則として、競争庁に届出を行い、事前承認を得る必要がある。 企業企業結合当事会社のケニア国内における合計売上高が 10 億シリング未満の企業結合については、原則として届出免除申請を行うことができる。 競争庁の承認なく企業結合を行った場合、当該企業結合は無効とされ、刑事罰および課徴金を課される可能性がある。 東南部アフリカ市場共同体（COMESA）の企業結合規制が併せて適用され、

	COMESA 競争委員会の承認が別途必要になる場合がある。
3.不動産法制	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> • Constitution of Kenya、Land Act, 2012、Land Control Act、Landlord and Tenant (Shops, Hotels and Catering Establishments) Act <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> • ケニアの土地は、公有地 (Public Land)、共同体保有地 (Community Land)、私有地 (Private Land) に大別される。 • 私有地は原則として自由に取引できるが、外国人・外国企業による土地取得や、外国人・外国企業が全部または一部の株式を保有しているケニア企業による土地取得については、次の制限がある。 + フリーホールド (Freehold) および 99 年間を超えるリースホールド (Leasehold) は取得できない。 + 99 年間を超えないリースホールドであっても、農地 (Agricultural Land) は原則として取得できない。 • 土地の権利関係が錯綜し、登記情報に不備があることも少なくないため、リースホールドを取得する際には、十分な事前調査が必要となる。 • 商業物件の場合、賃貸借期間が 5 年以下のときは管理賃貸借制度が適用され、賃貸人による解約等が制限される。そのため、賃貸人は 5 年以下の賃貸借契約の締結に応じないことが多い。
4.労働法	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> • Employment act, 2007 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2010 年の新憲法施行後、労働者の権利保護が手厚くなり、労働紛争も増加しているため、慎重な労務管理が求められる。 • 労働法 (Employment Act, 2007) および賃金令 (Regulation of Wages Order) が、最低労働条件を定めている (年間 21 日以上の有給休暇、3 ヶ月間の産休、2 週間の男性産休 (Paternity Leave) 等)。 • 所定労働時間は、一般的には 1 週間に 52 時間以内とされているが、業種により異なる。時間外労働については基本給の 1.5 倍、休日労働については 2 倍の割増賃金を支払う必要がある。 • 従業員を解雇するためには、原則 28 日前の解雇予告通知 (または通知に代わる支払い) に加え、正当な解雇理由と公正な手続の履行が必要である。懲戒解雇では、従業員への通知・聴聞手続が特に重要とされており、整理解雇についても、詳細な手続が法定されている。

	<ul style="list-style-type: none"> 有期雇用契約の更新を繰り返し、従業員が更新への合理的期待を有するに至った場合は、雇止めが不当解雇とされる場合がある。
5.知的財産権法	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> Trade Marks Act、Industrial Property Act, 2001、Anti-Counterfeit Act, 2008 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商標権、工業所有権（特許権、意匠権、実用新案権）、著作権等が保護の対象となる。 商標権および工業所有権は、ケニア産業財産庁（Kenya Industrial Property Institute）が所管しており、同庁へ国内出願を行うことができる。 ケニアはマドリッド協定議定書、特許協力条約等に参加しているため、日本の特許庁を通じた国際出願も可能である。特許については、アフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organization）に登録することで、ケニア国内でも保護が受けられる。 雇用契約に基づいてなされた発明の特許を受ける権利は、原則として雇用者に帰属する。 工業所有権のライセンス契約については、ケニア産業財産庁に提出し、登録を受けなければならない。 知的財産権の侵害に対しては、裁判所や工業財産権審判所（Industrial Property Tribunal）の利用のほか、模倣品防止局（Anti-Counterfeit Agency）に侵害品の捜索・押収を申し立てることができる。
6.裁判制度・仲裁	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> Constitution of Kenya, Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Act, Arbitration Act, 1995 <p>【ポイント】</p> <p>裁判制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高裁判所（Supreme Court）、6か所の控訴裁判所（Court of Appeal）、20か所以上の高等裁判所（High Court）がある。 高等裁判所と同じレベルに、労働事件を管轄する労働裁判所（Employment and Labour Relations Court）、環境および土地に関わる事件を管轄する環境・土地裁判所（Environment and Land Court）がある。 下級裁判所として、治安判事裁判所（Magistrates' Court）、イスラム法に基づいて家事・相続事件等を処理するイスラム式裁判所（Kadhis' Court）等がある。 多くの事件において高等裁判所が第一審裁判権を有するが、下級裁判所が第一審となり、高等裁判所が控訴審となる場合もある。

	<ul style="list-style-type: none"> 裁判例データベースの公開が開始され、一部の裁判例をオンラインで閲覧することができる。 契約当事者の合意により、日本など外国の裁判所を管轄裁判所に指定することができる。相互承認国（英国、オーストラリア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、マラウィ、ザンビア、セーシェル）の裁判所の判決は、6ヶ月以内にケニアの高等裁判所に登録して執行することができるが、日本を含む非相互承認国の判決については、ケニアの高等裁判所に訴えを提起し、コモンローに基づく主張・立証を行わなければならない。 <p>仲裁</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務的には、契約当事者により、国内仲裁または外国仲裁が紛争解決方法として選択されることが多い。特に外国投資家は、ロンドンやモーリシャスでの仲裁を選好する傾向にある。 ケニアは外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約に加盟しており、日本を含む加盟国で得た仲裁判断を執行することができる。
7.外国為替管理・輸出入管理	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> Central Bank of Kenya Act、Central Bank of Kenya Guidelines on Foreign Exchange、East African Community Customs Management Act, 2014 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケニアでは、1990年代に外国為替管理制度が廃止された。 外国送金は、ケニアでライセンスを受けた銀行を通じて行う必要がある。 1万米ドル相当額以上の外貨を国外に送金する場合は、取引を証する文書を銀行に提出する必要がある。提出書類は銀行によって異なる上、1万米ドル相当額未満の送金についても文書の提出を求める銀行が少なくない。 東アフリカ共同体通関管理法（East African Community Customs Management Act, 2014）が定める一部の物品については、ケニアへの輸入およびケニアからの輸出が、禁止または制限されている。
8.コンプライアンス	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> Bribery Act, 2016 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務員だけでなく民間人に対する贈賄行為も禁止される。 民間企業の関係者（従業員、エージェントその他の地位において当該企業に役務を提供し、または当該企業を代理して行為する者）が、当該企業のビジネスを獲得・維持すること、または、当該企業の事業活動に有利になることを企図して贈賄行為を行った場合には、当該企業が刑事罰を科される。刑事罰には、

	<p>罰金のほか、10年間のケニア政府との取引停止が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業において職務上の権限を有する者は、贈収賄が行われたことを知り、または疑いを持った時から24時間以内に、倫理・汚職防止委員会（Ethics and Anti-Corruption Commission）に報告しなければならない。贈収賄防止法に違反する行為が行われたことを知り、または疑いを持ったにもかかわらず、同委員会への報告を怠った者には、刑事罰を科される。 企業は、その規模や事業の性質に応じて、適切な汚職防止措置を講じる義務がある。
9.撤退	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> Insolvency Act, 2015 <p>【ポイント】</p> <p>ケニアに現地法人を有する場合の主な撤退方法として、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式の売却：現地法人の株式を売却する場合、キャピタルゲイン税等の納付に加え、事業分野・出資比率によっては規制当局への通知や承認取得が必要になることがある。 解散・清算：取締役会での債務支払能力の宣言（Declaration of Solvency）を経た上で、株主総会において解散決議を行い、会社登記局に申請して会社登録簿からの抹消を受ける。解散決議後14日以内に、官報、会社のウェブサイトおよび2紙以上の新聞紙を通じて解散を公告しなければならない。また、解散決議後30日以内に租税コミッショナーに届け出て、登録の抹消を受けなければならない。 <p>ケニアの支店を閉鎖する場合は、ケニアでの事業の終了後1ヶ月以内に会社登記局に通知し、外国企業登録簿からの抹消を受けなければならない。</p>
10.その他＜外国投資規制＞	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> Investment Promotion Act, 2004 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本・ケニア間の投資協定は、2017年9月14日に発効した。 一般的な外資規制はないが、銀行業、保険業、通信業、航空業、建設業、鉱業、警備業およびエンジニアリング業については、株式保有比率等に関する規制がある。 ケニアへの投資を促進する機関としてケニア投資庁（Kenya Investment Authority）が設置されているが、同庁への投資申請は義務付けられていない。但し、現地法人設立や支店登録を行う場合において、取締役の中にケニアの納

	<p>税者番号を有する者がいないときは、ケニア投資庁に投資申請を行って保証紹介状を取得しない限り、会社の納税者番号を取得できず、事業を開始できないため、実際上、投資申請が必要となる。投資申請を行うためには、10万米ドル相当額以上の投資が求められる。</p>
--	--